

日 調 連 発 第 7 号
令和 7 年 4 月 1 0 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

経済構造実態調査の事前周知について（依頼）

この度、総務大臣及び経済産業大臣から、標記調査の事前周知について別添のとおり依頼がありました。

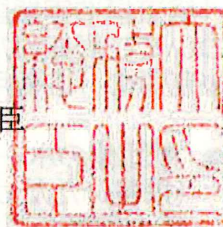
同調査は、国民経済計算（GDP 統計）の精度向上等を目的とした、統計法に基づく報告義務のある調査ですので、調査書類が届きましたら回答されるよう（インターネットによる回答を推奨）貴会会員への周知をお願いします。



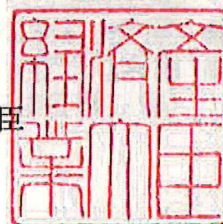
総 統 経 第 23 号
20250304 統 第 1 号
令 和 7 年 3 月 28 日

各 位

総 務 大 臣



経 済 産 業 大 臣



経済構造実態調査の事前周知について（依頼）

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。
総務省・経済産業省では、我が国の全ての産業における企業・事業所や団体を
対象とした「経済構造実態調査」を2025年6月に実施します。

「経済構造実態調査」は、全ての産業における付加価値等の構造とその変化を
明らかにする基幹統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務
のある調査）であり、その調査結果は、国民経済計算（年次推計）の精度向上へ
の寄与のほか、より正確な景気判断や効果的な行政施策の立案、実施のための基
礎資料、企業経営の参考資料などに広く利活用されています。

「経済構造実態調査」のより円滑な実施に向け、その趣旨・必要性について貴
団体に属する企業等の皆様へ広く周知いただきたく、統計法第30条第1項に基づ
き、別紙について協力を依頼いたします。



「経済構造実態調査」に関する広報依頼（お願い）

総務省・経済産業省
2025年3月

「経済構造実態調査」の実施に先立ち、貴団体に属する企業等の皆様に当調査についてご周知いただきたく、以下の事項をお願いする次第です。

※別添の「広報用素材について」を是非ご活用ください。

- 貴団体のホームページへの掲載
(掲載いただける場合、別添の「広報用素材について」に掲載しているバナー等の用意もございます。)
- 貴団体において発行している機関誌（紙）などへの掲載
- 総会などで、「経済構造実態調査」が実施される旨の案内
(数に限りはございますが、リーフレットの送付も可能です。)

など

＜経済構造実態調査とは＞

経済構造実態調査は、全ての産業の付加価値等の構造とその変化を明らかにし、国民経済計算（GDP統計）の精度向上に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス - 活動調査」の中間年の実態を把握することを目的とした毎年実施の調査*です。

政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として実施します。

※経済センサス - 活動調査の実施年を除きます。

詳しくは、同封のリーフレット「安心まるわかり！ みんなの経済構造実態調査」及び経済構造実態調査ホームページをご高覧ください。ホームページでは、3月末に昨年実施した調査の結果を公表します。

経済構造実態調査ホームページ

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>



なお、本年（2025年）は、傘下に複数の事業所がある企業へは統計法第27条に基づく「事業所・企業照会」を「経済構造実態調査」と同時一体的に実施いたしますので、併せてご回答をお願いいたします。

経済構造実態調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

何卒よろしくお願いいたします。

＜連絡先＞

総務省統計局経済統計課経済構造実態調査担当
メールアドレス：e-kkj@soumu.go.jp
電話番号：03-5273-1165

●貴団体のホームページや機関誌（紙）において、「経済構造実態調査」に関する記事やバナー等の掲載にご協力いただける場合は、以下「広報用素材について」をご参考にご活用くださいますようお願いいたします。

●電子ファイルやリーフレットが必要な場合には4ページ目に記載の＜連絡先＞までご連絡ください。

■■ 広報用素材について ■■

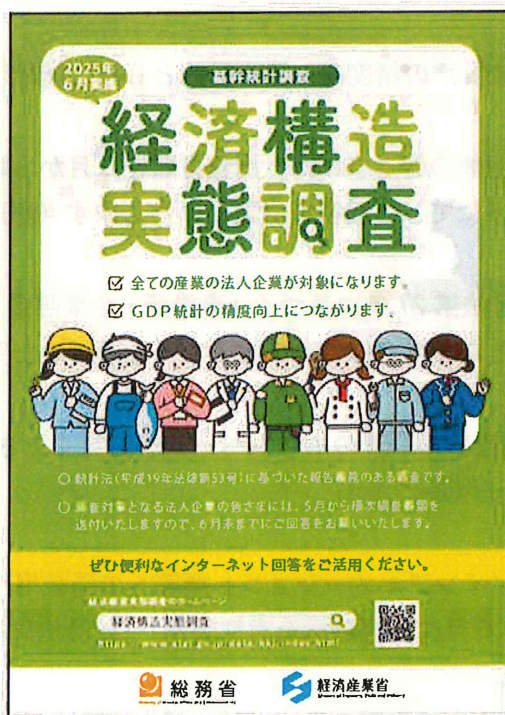
1. 機関誌用原稿（電子ファイルを用意しています）

機関誌用原稿は、貴団体発行の機関誌等の誌面において、ご掲載いただくことを目的とした〔1〕イラスト入り原稿及び〔2〕文例集です。

主に、本調査の重要性（法律に基づいた報告義務のある基幹統計調査）及び実施時期の周知を目的としており、調査関係書類の送付時期なども明記しています。

〔2〕文例集は、貴団体ホームページの「お知らせ/インフォメーション」欄等への掲載においてもご活用いただければ幸いです。

〔1〕イラスト入り原稿



〔2〕文例集（3種類）

●文例①

総務省・経済産業省では、2025 年 6 月に全ての産業における企業・事業所や団体を対象とした「経済構造実態調査」を実施いたします。

経済構造実態調査は、全ての産業における企業・事業所や団体の経済活動の状況を明らかにする、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査であり、その調査結果は、「国民経済計算（GDP 統計）の精度向上」への寄与のほか、「より正確な景気判断」、「効果的な行政施策の立案」、「企業経営の参考資料」などに広く活用されています。

調査をお願いする企業・事業所や団体の皆さまには、国が調査を委託した事業者から、調査書類を、5 月から順次郵送いたしますので、インターネットにて、ご回答をお願いいたします（郵送でご回答いただくこともできます。）。

なお、今回の調査については、統計法第 27 条に基づく「事業所・企業照会」を同時一体的に実施いたします。対象となる場合は併せてよろしくお願いいたします。

詳しくは、以下の URL から経済構造実態調査のホームページをご覧ください。
<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

●文例②

総務省・経済産業省では、2025 年 6 月に「経済構造実態調査」を実施いたします。

この調査は、国民経済計算（GDP 統計）の精度向上等を目的とした、統計法に基づく報告義務のある調査です。

調査をお願いする企業・事業所や団体の皆さまには、調査書類を 5 月から順次郵送いたしますので、インターネットにて、ご回答をお願いいたします（郵送でご回答いただくこともできます。）。

なお、今回の調査については、統計法第 27 条に基づく「事業所・企業照会」を同時一体的に実施いたします。対象となる場合は併せてよろしくお願いいたします。

詳しくは、以下の URL から経済構造実態調査のホームページをご覧ください。
<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

●文例③（ホームページの「お知らせ/インフォメーション」欄等への掲載用）

総務省・経済産業省では、2025 年 6 月に「経済構造実態調査」（統計法に基づく基幹統計調査）を実施いたします。

詳しくは、以下の URL から経済構造実態調査のホームページをご覧ください。
<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

なお、広報用リーフレットは、調査票などの調査書類に同封し、調査の対象となる企業や団体の皆様に送付いたします。

経済構造 実態調査

…ってなんですか？

総務省・経済産業省が毎年実施する統計調査です。

調査の趣旨

経済構造政策効果は、国の全ての企業の付加価値等の増減を明らかにし、国民経済統計(GDP成長)の算出に上乗せに資するとともに、5年ごとに行われる「経済再生」実現策(中長期の施策)を推進するための調査です。

調査の目的

- 国民生計統計(世帯収入)と並行して
- より正確な景況(経常経済活動)把握に基づく長期的な行政施策の実施
- 企業の見通し等など

調査の対象

- 1 各都府の売上高の上位8割の範囲に含まれる法人企業 (延実額調査)
- 2 製造業の売上高の上位9割の範囲に含まれる法人事業所 (恒実額準期調査)

調査の方法概要

統計法：従来は郵送方式による「基礎統計調査」として実施します。
 統計法：近年ではインターネットに基づく「基幹統計調査」として実施します。

【調査方法の留意点】
 延実額は、前年度同様の調査に基づき、「延実額の増減率」、更に、資料をもとに算出した「伸び率」を算出し、仮に「伸び率が1%以上の増加」であった場合には、その伸び率に「1%以上の増加率」を加算して計算。この結果とした上で、平均値を算出する。

なお、「仮定した」ときは、増減率を算出した後、増加率(減少率)と、相対的に、調整することにより算出されるものとされています。

調査項目

① 産業横断調査

☐ 経営組織	☐ 資本金等の額	☐ 企業全体の売上(収入)金額
☐ 費用総額及び主な費用科目	☐ 主な事業の内容	
☐ 事業活動、生産物の種類別の売上(収入)金額	※その他に記入してください。	

※一部の無関係な企業等は、企業規模や事業内容の異なる企業への調査が行われ、企業数での割合が売上上位1割程度、つまり二割程度以下に留まっています。

② 製造業事業所調査

☐ 経営組織	☐ 資本金額又は出資金額	☐ 事業所の従業員数
☐ 人員費及び人材派遣会社への支払額	☐ 原材料使用額	☐ 燃料使用量
☐ 電力使用額	☐ 委託生産費	☐ 有形固定資産
☐ 製造品出荷額	☐ 在庫額	☐ 工場用地及び工場用家賃の状況について記入する。

調査の日程

6月1日現在で実施します。

3. ホームページ用バナー（電子ファイルを用意しています）

ホームページ用バナーは、貴団体のホームページにおいて、ご掲載いただくことを目的とした素材です。

バナーのリンク先としては、経済構造実態調査のホームページ（下記URL）を想定しています。なお、当該ページには、調査の目的、調査対象の範囲、調査事項など、本調査の概要を詳しく掲載しています。

●バナー画像



300 × 250 px



320 × 100 px

●経済構造実態調査ホームページURL

ホームページ用バナーのリンク先については、下記URLとしていただくようお願いいたします。

〔リンク先URL〕 <https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

=====

広報用素材について、ご不明な点やご希望等がありましたら下記連絡先までご連絡ください。

（お願い）

貴団体においてご協力いただいた内容（機関誌の写し等）は、もし可能でしたら、メール等でお知らせいただければ幸いです。

<連絡先>

総務省統計局統計調査部経済統計課 経済構造実態調査担当

電話：03-5273-1165（直通）

E-mail：e-kkj@soumu.go.jp